社会福祉主事養成機関の申請及び届出書について

				計画書	申請書	申請書	届出書	備考
			1年前まで(※)	6ヶ月前まで	3ヶ月前まで	1ヶ月以内		
新規設置				0	0			
変更	学則	修業年限(修業期間)		0	0			
		年間総定員	増加	0	0			
			減少			0		
		学級数		0	0			
		養成課程		0	0			
		学則(その他)					0	
	校舎の各室の用途及び面積				0			
	設置者の名称及び住所						0	
	養成施設の名称及び住所						0	
	専任教員及び教員要件を有する教員						0	
	カリキュラム						0	
	実習施設(指導者を含む)の変更						0	
指定取り消し				学年度の開始2月前までに申請				
業務報告				毎年6月末までに報告				

[※]計画書が必要な申請については、計画書審査後に申請書提出になります